社会福祉法人日進市社会福祉協議会ボランティア活動助成金交付要綱

令和２年２月３日決裁

（趣旨）

第１条 この要綱は、地域のボランティア活動を支援するため、社会福祉法人日進市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が設置するボランティアセンターに登録するボランティア団体(以下「登録団体」という。)に対する助成金の交付に必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この助成金は、地域福祉の充実や発展とともに、登録ボランティア団体の活動の活性化や活動を安定的かつ継続的に行うことができるよう支援することを目的とする。

（対象となる団体）

第３条　この助成の対象は、本会ボランティアセンターに登録し、次のすべての事項に該当するものとする。

(１)本会のボランティアセンターに登録し、ボランティアセンターの活動に協力を希望する団体

(２)主に本市内でボランティア活動を行う団体

(３)団体構成員が自主的に会を運営し、活動計画を毎年作成し、自主的かつ継続的な活動をしている団体

(４)団体の規約等を定め、団体の名称、目的、役員、会員の構成等が確認でき、年間支出の２割以上の会費を徴収している団体

(５)団体構成員以外の市民に対し開放された活動を行う団体

(６)市民のＱＯＬ（生活の質）の向上に効果があり、成果が広く市民に還元される活動をする団体

２　次の団体は対象外とする。

(１)営利を目的とする団体

(２)自治体、公益団体、文化協会、体育協会、レクリエーション協会等、他の団体から活動の助成を得ている団体

(３)当該年度に社会福祉法人日進市社会福祉協議会福祉まちづくり協議会運営助成金を受けた団体

(４)当該年度に社会福祉法人日進市社会福祉協議会つどいの場運営助成を受けた団体

(５)日進市・ぷらっとホーム事業を受託している団体

（助成対象経費及び助成金額）

第４条　助成対象となる経費は別表１に、金額は別表２に掲げるとおりとする。

（助成対象期間）

第５条　助成対象の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（助成金交付申請及び請求）

第６条　助成金の交付を受けようとする登録団体は、ボランティア活動助成金交付申請書(第１号様式)にボランティア登録証又はボランティア登録票の写、活動収支予算書(第２号様式)、活動計画書・活動報告書(第３号様式)を添えて毎年５月末日(日曜日の場合はその前日)までに本会会長に提出する。

（助成金交付決定）
第７条　本会会長は、前条による申請の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合はボランティア活動助成金交付決定通知書(第４号様式)、適当でないと認めた場合はボランティア活動助成金交付不承認通知書(第５号様式)により申請登録団体に通知する。
（助成金の交付）
第８条　本会会長は、前７条の交付決定を通知した登録団体に対し、指定口座への振り込みによって、助成金を交付する。
（実績報告）
第９条　助成金の交付を受けた登録団体は、次に掲げる書類を添付して翌年度４月末日(日曜日の場合はその前日)までに本会会長に提出する。
(１)ボランティア活動助成金実績報告書(第６号様式)
(２)活動収支決算書(第７号様式)
(３)活動計画書・活動報告書(第３号様式)
(４)ボランティア活動助成金の使途に該当する全ての領収書
（助成金の返還）
第１０条　本助成金を受けた団体は、次の事項に該当するときは、助成金の交付を取り消し、助成金の一部又は全額に対し、ボランティア活動助成金返還請求書(第８号様式)により返還しなければならない。
(１)虚偽申請や違反が発覚した場合
(２)助成金の余剰分が発生した場合
（資料等の保管）
第１１条　本助成を受けた団体は、本助成に関する資料及び機材等を５年間保存するものとする。
（財源）
第１２条　助成金は、本会会費を財源とし、その年度の予算の範囲内とする。
（補足）
第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附　　則
この要綱は、平成４年４月１日から施行する。
この要綱は、平成９年４月１日から一部改正し、施行する。
この要綱は、平成２１年４月１日から一部改正し、施行する。
この要綱は、平成２９年４月１日から全改正し、施行する。
この要綱は、平成２９年６月１日から一部改正し、平成２９年４月１日から適用する。
この要綱は、平成３０年４月１日から一部改正し、施行する。
この要綱は、令和２年４月１日から一部改正し、施行する。

別表１（第４条関係）

項目	助成対象経費	助成対象外経費
諸謝金	講師・専門家・出演者等に対する謝礼	１回あたり５０１円以上の団体構成員への謝礼、人件費等
旅費	団体構成員以外の講師・専門家・出演者などに対する交通費、旅費	団体構成員への交通費、旅費
消耗品費	文房具、雑貨、コピー用紙等の事務用品、タオル、洗剤等の日用品消耗品、工具などの器具消耗品等で１つあたり 10,000 円未満のもの。	1 つあたり 10,000 円以上のもの（備品費に該当する）
印刷製本費	広告宣伝費、立て看板費、チラシ・ポスター印刷費、資料等印刷費、プログラム等印刷費、各種デザイン料等	
備品費	団体構成員だけでなく、構成員以外の参加者が使用できる備品で、1 つあたり 10,000 円以上のもの。	会場に据付型の備品費 1 つあたり 10,000 円未満のもの（消耗品費に該当する）
通信運搬費	事業に係る郵便等の通信費	インターネット接続費 電話、メール、FAX 代
会議費	事業に係る運営会議での茶代	茶菓子代、食事代
使用料・賃借費	事業及びその打合せに係る、会場使用料、機材・機器等の賃借料	
ボランティア保険料	ボランティア活動保険の掛金	
その他事業費	上記以外で、事業実施に必要不可欠であると本会会長が認めたもの	

別表２（第４条関係）

種類	助成対象経費	助成対象外経費
ボランティア活動助成	諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、備品費、通信運搬費、会議費、使用料・賃借費、ボランティア保険料等、団体の活動全体に関わる経費に対し助成する。ただし、助成金額は 15,000 円を上限とする。	１回あたり５０１円以上の団体構成員への謝礼、人件費、団体構成員への交通費、旅費、インターネット接続費 電話、メール、FAX 代 茶菓子代、食事代等
ボランティア連協加入加算	今年度ボランティア連絡協議会に加入する団体でかつ、登録団体が前年度のボランティア連絡協議会定例会に 7 割以上の出席実績のある団体を対象に 5,000 円を加算する。	

※なお、対象経費並びに対象外経費については、事業報告書の提出時に添付する領収書等で確認できるものとする。

第１号様式(第６条関係)

年　　月　　日

年度　ボランティア活動助成金申請書

社会福祉法人　日進市社会福祉協議会長　あて

団体名

代表者　　印

代表者住所

代表者連絡先　（　　）　　－

このことについて、ボランティア活動助成金交付要綱第６条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1　種別　　a　ボランティア活動助成　　，　　円

b　ボランティア連絡協議会加入加算　　，　　円

（初年度加入団体は加算できません。）

※申請するものに○をつけてください。

2　助成金申請額　　金　　，　　円

3　振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	ﾌﾘｶﾞﾅ		

4　添付書類　　ボランティア登録証又はボランティア登録票の写

活動収支予算書　（第２号様式）

活動計画書・活動報告書　（第３号様式）

第２号様式(第６条関係)

活動収支予算書

（１）収入の部　　（単位：円）

項目	予算額	左の積算内訳
社会福祉協議会助成		
会費+自主財源	（合計の２０％以上の金額）	
合計		

（２）支出の部　　（単位：円）

経費区分	助成事業に係る すべての経費	左の経費のうち 助成対象となる経費	左の積算内訳
諸謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
備品費			
通信運搬費			
会議費			
使用料・賃借費			
ボランティア保険料			
その他事業費			
合計			

第３号様式(第６条・第９条関係)

活動計画書・活動報告書

	活動計画		活動報告	
	予定活動内容	参加予定人数	活動内容	参加人数
４月				
５月				
６月				
７月				
８月				
９月				
１０月				
１１月				
１２月				
１月				
２月				
３月				

※本様式の控えを保管し、実績報告時に活動報告欄を記載し提出してください。

第４号様式(第７条関係)

日社協第　　号
年　　月　　日

ボランティア活動助成金交付決定通知書

様

社会福祉法人　日進市社会福祉協議会
会　長

年　　月　　日付けで申請のありましたボランティア活動助成金について、下記のとおり交付することに決定します。

記

１　助成交付決定額　　金＿＿＿＿＿，＿＿＿＿＿円

２　内　訳　　（１）　ボランティア活動助成　　＿＿＿＿＿，＿＿＿＿＿円
　　（２）　ボランティア連絡協議会加入加算　　＿＿＿＿＿，＿＿＿＿＿円

第５号様式(第７条関係)

日社協第　　号
年　　月　　日

ボランティア活動助成金交付不承認決定通知書

様

社会福祉法人　日進市社会福祉協議会
会長

年　　月　　日に申請のありました、ボランティア活動助成金について、日進市社会福祉協議会で審議しました結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　通知事項　　不承認

２　理由　　社会福祉法人日進市社会福祉協議会ボランティア活動助成金交付要綱第３条を満たさないため

第３条　この助成の対象は、本会ボランティアセンターに登録し、次のすべての事項に該当するものとする。

(１)本会のボランティアセンターに登録し、ボランティアセンターの活動に協力を希望する団体

(２)主に本市内でボランティア活動を行う団体

(３)団体構成員が自主的に会を運営し、活動計画を毎年作成し、自主的かつ継続的な活動をしている団体

(４)団体の規約等を定め、団体の名称、目的、役員、会員の構成等が確認でき、年間支出の２割以上の会費を徴収している団体

(５)団体構成員以外の市民に対し開放された活動を行う団体

(６)市民のＱＯＬ（生活の質）の向上に効果があり、成果が広く市民に還元される活動をする団体

第６号様式(第９条関係)

年　　月　　日

ボランティア活動助成金実績報告書

社会福祉
法　　人　日進市社会福祉協議会長　あて

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代表者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者連絡先　（　　）　　－

ボランティア活動を下記のとおり実施しましたので、ボランティア活動助成金交付要綱第９条の規定に基づき報告します。

記

１　添付書類　（１）活動収支決算書(第７号様式)
（２）活動計画書・活動報告書(第３号様式)
（３）助成金の使途に該当する全ての領収書

第７号様式(第９条関係)

活動収支決算書

（１）収入の部　　（単位：円）

項目	決算額	左の積算内訳
社会福祉協議会助成		
会費+自主財源	（合計の２０％以上の金額）	
合計		

（２）支出の部　　（単位：円）

経費区分	助成事業に係る すべての経費	左の経費のうち 助成対象となる経費	左の積算内訳
諸謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
備品費			
通信運搬費			
会議費			
使用料・賃借費			
ボランティア保険料			
その他事業費			
合計			

余剰金(社協へ返還)　　金　　,　　円

第８号様式(第１０条関係)

日 社 協 第　　号
年　　月　　日

ボランティア活動助成金返還請求書

様

社会福祉法人日進市社会福祉協議会
会　長

日社協第　　号で交付したボランティア活動助成金について、下記の理由のため、全額・余剰金の返還を請求します。

記

１　返還金額　　金＿＿＿＿＿＿，＿＿＿＿＿＿円

２　返還請求理由

（１）申請書に虚偽や違反が認められたため

（２）余剰金の報告があったため

３　返還期限

月　　日（　　）までに下記の口座まで振り込んでください。

４　振込口座

金融機関名	あいち尾東農協
支　店　名	日進支店
預 金 種 目	普　　通
口 座 番 号	００２２２１２
フリガナ 口 座 名 義	シャカイフクシホウジン　ニッシンシシャカイフクシキョウギカイ 社 会 福 祉 法 人　日 進 市 社 会 福 祉 協 議 会 カイチョウ 会　長